

## 公 告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和6年4月25日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

- 1 農地所有権移転の発効日 農用地利用集積計画に定めるとおり
- 2 関係書類の縦覧場所 桑名市役所 産業振興部 農林水産課